

環生第 17-257 号

三重県環境審議会

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、
「第 10 次水質総量削減の在り方」をふまえた総合的な水環境管理について、
貴審議会の意見を求めます。

令和 7 年 12 月 25 日

三重県知事

一見 勝之



諮 問 理 由

水質総量削減は、人口及び産業が集中し、水質汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、閉鎖性海域に流入する汚濁負荷量の総量を削減するための制度です。

伊勢湾については、昭和 54 年以来、9 次にわたり汚濁負荷量の総量削減計画を策定し、第 9 次水質総量削減計画からは、環境基準の達成と生物生産性・生物多様性とが調和・両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、各種関連施策を推進しています。

現在、国で「第 10 次水質総量削減の在り方」について審議が行われており、地域のニーズや課題等に応じて、海域ごとにめざすべき水環境の姿を地域が主体となって定め、きめ細やかな水環境管理への転換を図るといった総合的な水環境管理の在り方が示されています。

このため、「第 10 次水質総量削減の在り方」をふまえた総合的な水環境管理の実現を図るため、県の次期計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

環生第 16-131 号

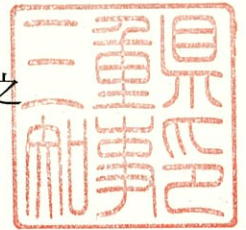
三重県環境審議会

「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定について、貴審議会の意見を求めます。

令和7年 12 月 25 日

三重県知事

一見 勝之



諮 問 理 由

県では、地球温暖化対策の推進に関する法律で策定が義務付けられた地方公共団体実行計画及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として位置付けた「三重県地球温暖化対策総合計画」（計画期間：2021 年度から 2030 年度までの 10 年間）を 2021 年 3 月に策定し、2050 年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロとなった脱炭素社会の実現をめざしています。また、2023 年 3 月には当計画を改定し、2030 年度における本県の温室効果ガス排出量の削減目標を 47%削減（2013 年度比）に引き上げ、本県における脱炭素を一層加速させるべく取組を推進しています。

2025 年 2 月、国は「地球温暖化対策計画」を改定し、2035 年度及び 2040 年度の温室効果ガス排出量の削減目標を明確にし、2026 年度から 2030 年度までの 5 年間で新たに地域脱炭素の実行集中期間と位置付けるなど、2050 年ネット・ゼロ実現に向けた新たな対策・施策を盛り込みました。

このため、県においても、国の「地球温暖化対策計画」と整合を図り、中長期的な観点で検討するとともに、2030 年度の温室効果ガス排出量の削減目標達成に向け実効性をより高めるため、「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定について貴審議会の意見を求めるものです。

環生第 16-133 号

三重県環境審議会

三重県環境影響評価条例施行規則（平成 11 年 3 月 23 日三重県規則第 65 号）の改正について、貴審議会の意見を求めます。

令和 7 年 12 月 25 日

三重県知事

一見 勝之



諮 問 理 由

全国的に、いわゆる「メガソーラー」の設置に対する地域の懸念が広がっており、三重県では、令和6年3月に三重県議会から「地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入に関する提言書」が提出されました。

環境影響評価は、開発事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすのかについて、事業者自らが調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民、市町長、知事などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全について適正な配慮を行い事業に反映させるための制度です。

わが国の環境影響評価制度では、法律と条例が一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保していますが、昨今の太陽光発電施設に対する懸念等に鑑みて、より小規模な同施設の設置についても環境保全への配慮が確保されるよう「三重県環境影響評価条例」の適用対象を拡大し、三重県の実情に応じた制度とする必要があるため、「三重県環境影響評価条例施行規則」の改正について貴審議会に意見を求めるものです。